**平成２５年（フ）第９９号**
大阪府岸和田市春木若松町１番28―207号、前住所大阪府岸和田市箕土路町１丁目３番24―409号
債務者　翁長　知美
1　決定年月日時　平成25年４月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月29日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２５年（フ）第１１９号**
大阪府岸和田市小松里町2277番地メロディーコーポ岸和田101号、前住所大阪府岸和田市額原町208番地シティハイム大家105号
債務者　山田　　綾
1　決定年月日時　平成25年４月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月29日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２５年（フ）第１２０号**
大阪府泉南郡熊取町大久保南１丁目1733番地の９―502
債務者　永山　隆司
1　決定年月日時　平成25年４月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月29日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２５年（フ）第１４２号**
大阪府和泉市光明台２丁目６番６号
債務者　布下　耕二
1　決定年月日時　平成25年４月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月29日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２５年（フ）第１４３号**
大阪府和泉市箕形町１丁目１番28―106号
債務者　大和　　泉（旧姓石橋）
1　決定年月日時　平成25年４月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月29日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２５年（フ）第１４６号**
大阪府泉南市信達牧野205番地の３
債務者　生賀　幸子
1　決定年月日時　平成25年４月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月29日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２５年（フ）第１５０号**
大阪府和泉市父鬼町195番地
債務者　松葉由太郎
1　決定年月日時　平成25年４月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月29日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２４年（フ）第３７６号**
奈良県生駒郡三郷町立野北１丁目27番１―404号
債務者　安田　雄樹
1　決定年月日時　平成25年３月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月29日まで　奈良地方裁判所

**平成２５年（フ）第６０号**
奈良市大安寺７丁目20番４―１号
債務者　髙橋　照美
1　決定年月日時　平成25年３月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月29日まで　奈良地方裁判所

**平成２５年（フ）第６１号**
奈良市大安寺７丁目20番４―１号
債務者　髙橋　直美
1　決定年月日時　平成25年３月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月29日まで　奈良地方裁判所

**平成２５年（フ）第４３号**
香川県さぬき市造田野間田132番地20
債務者　尾形　勝廣
1　決定年月日時　平成25年４月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月29日まで　高松地方裁判所破産・再生係

**平成２４年（フ）第６０号**
福岡県大牟田市大字草木176番地２　グランデヴィラ銀水401号
債務者　坂口　賢二
1　決定年月日時　平成25年４月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月29日まで　福岡地方裁判所大牟田支部

**平成２５年（フ）第５号**
福岡県大牟田市三川町１丁目26番地38
債務者　原口　順至
1　決定年月日時　平成25年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月29日まで　福岡地方裁判所大牟田支部

**平成２５年（フ）第１１号**
福岡県大牟田市大字宮崎1726番地２
債務者　井上　佳浩
1　決定年月日時　平成25年４月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月29日まで　福岡地方裁判所大牟田支部

**平成２４年（フ）第２２９０号**
名古屋市中村区亀島１丁目８番32号　ＧＫヴォーグコート503号
債務者　磯部みどり
1　決定年月日時　平成25年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月31日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２５年（フ）第２１号**
北海道苫小牧市花園町３丁目13番８号、住民票上の住所北海道苫小牧市春日町１丁目５番６号　アルファｕ202
債務者　吉田　敏明
1　決定年月日時　平成25年４月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

**平成２５年（フ）第１４号**
茨城県笠間市下郷487番地
債務者　野口　利秀
1　決定年月日時　平成25年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで　水戸地方裁判所

**平成２５年（フ）第１５号**
茨城県笠間市下郷487番地
債務者　野口登美江
1　決定年月日時　平成25年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで　水戸地方裁判所